

錦江町からの大切なお知らせ

令和6年10月分（12月支給）から児童手当制度の改正により、支給対象児童の範囲や支給額が拡充されます。

※支給を受けるにあたり、申請が必要となる場合があります。
裏面で支給手続きをご確認ください。

※令和6年10月に支給される手当（6～9月分）については、改正前の手当を支給します。

制度改正の概要

● 支給対象年齢が中学生相当年齢から高校生相当年齢まで拡大

児童手当の支給対象児童の年齢が15歳に達した最初の年度末から18歳に達した最初の年度末まで拡大されます。

● 所得制限の撤廃・一定所得以上の方への特例給付の廃止

所得制限により支給がなかった世帯や一律5千円の特例給付を受けていた世帯も対象となります。

● 多子加算の拡大

第3子以降の児童は児童1人あたり支給額が一律3万円となります。

● 算定対象の年齢が高校生相当年齢から大学生相当年齢まで拡大

18歳に達した最初の年度末の翌日から22歳に達した最初の年度末までの子については、看護に相当する世話等をし生計を負担している場合は算定対象としてカウントします。

● 支払月が2か月に1回に変更

児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月になります。

主な変更点	2024年9月分まで（月額）	2024年10月分から（月額）
0～2歳 	1万5,000円 ▶	1万5,000円
3歳～小学生 	1万円 ※第3子以降は1万5,000円 ▶	1万円
中学生 	1万円 ▶	1万円
高校生年代 	なし ▶	1万円
大学生年代 	なし (第3子加算対象外) ▶	なし (第3子加算対象)

第3子以降
0～18歳に
3万円



申請期限は令和6年10月31日☎までです。

上記申請期限までに申請があった場合は、令和6年12月の定期支払時に拡充分の手当を支給します。なお、申請期限を過ぎた後でも令和7年3月31日月までに申請があった場合は、令和6年10月分から遡って支給します。

《お問い合わせ先》

〒893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元963番地

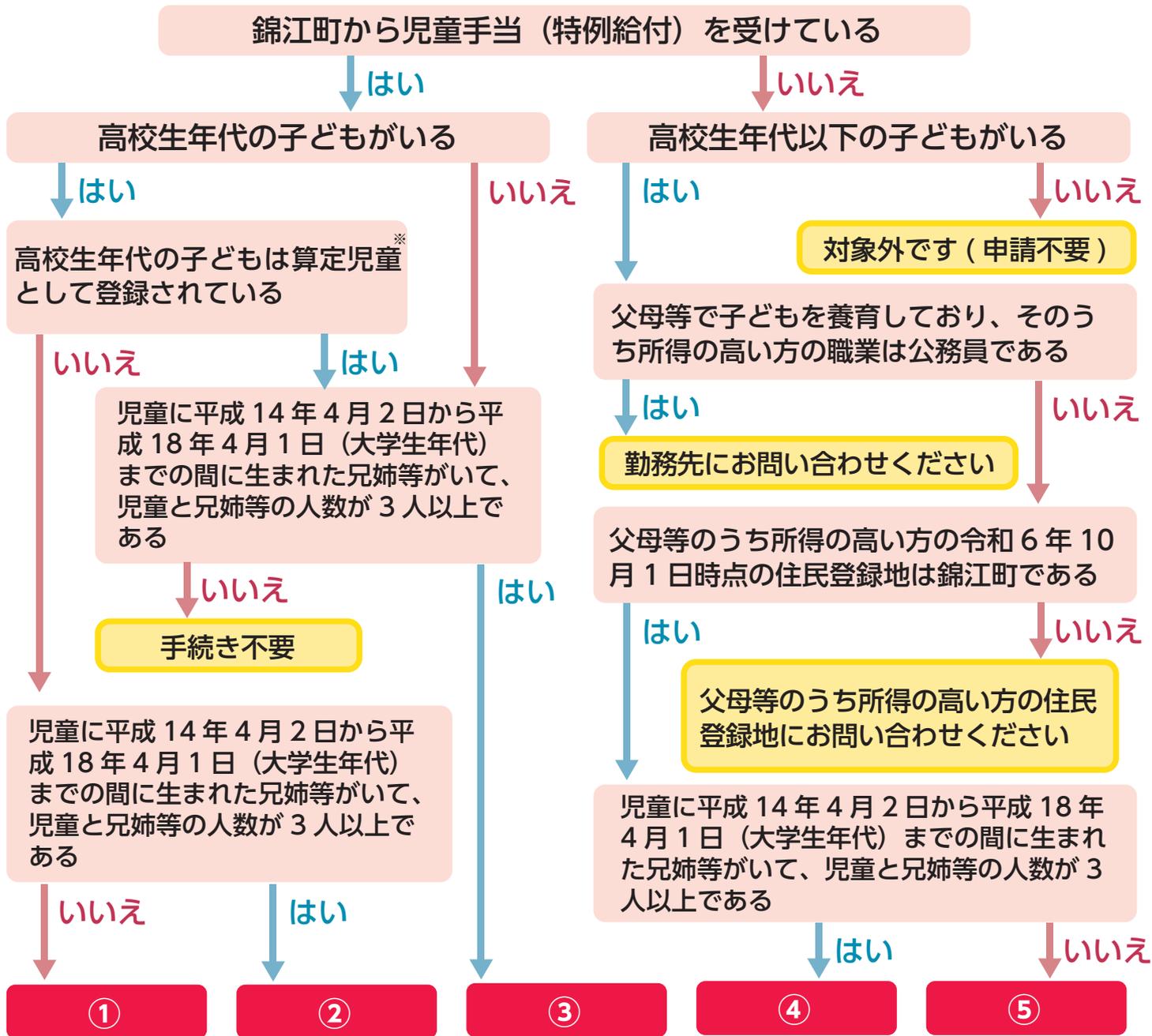
☎0994-22-3042（直通）

錦江町役場介護福祉課 福祉チーム



←手続き詳細・申請書類等については、錦江町ホームページをご確認ください。

手続確認フローチャート



①	「額改定請求書」を提出してください。
②	「額改定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。
③	「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。
④	「認定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。
⑤	「認定請求書」を提出してください。

※申請者は子どもを養育する父母等のうち所得の高い方となります。

※③以外のいずれの場合においても申請者と高校生年代以下の子どもが別居しているときは「別居監護申立書」の提出が必要となります。

【転入・転出される方へ】

手続き後に令和6年9月30日までに転入・転出される方は令和6年10月1日時点の住民票登録地で再度お手続きが必要となりますのでご注意ください。

※算定児童とは・・・児童手当の支払い対象ではないが、児童数にカウントする児童のこと。制度改正前は高校生年代が対象。別居している等の理由で、あえて算定児童として登録していない場合を除き、原則登録されています。